

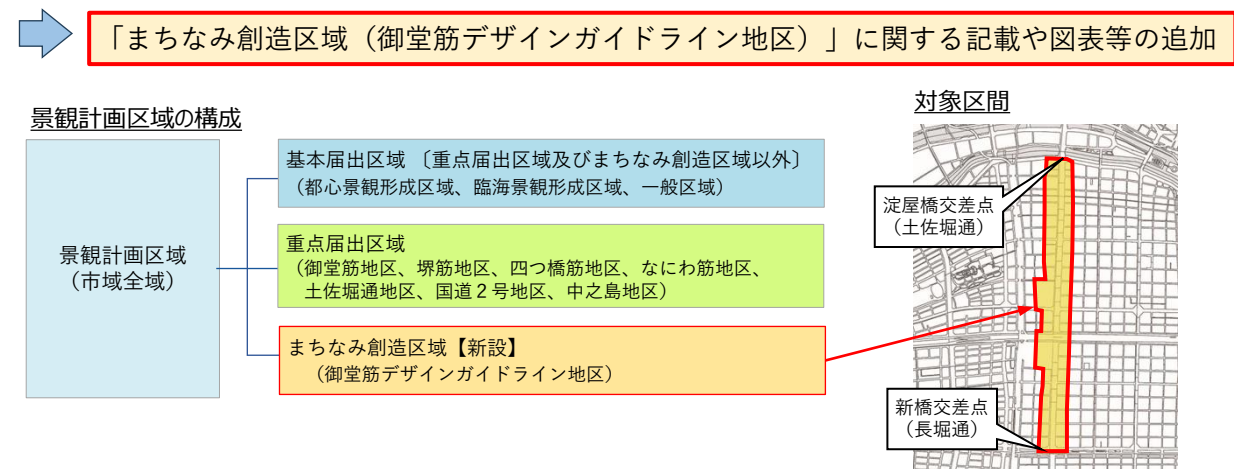
大阪市では、大阪市景観計画（以下「景観計画」という。）を、より具体的に解説した大阪市景観読本（以下「景観読本」という。）を平成29年9月に作成し、以降、景観計画の変更等にもとない、これまでに5回（平成30年10月、平成31年3月、令和2年9月、令和3年4月、令和4年3月）変更を行った。

今回の変更では主に、令和6年3月の景観計画変更の内容の反映と、前回の景観読本変更（令和4年3月）からこれまでにやってきた景観施策等の反映を行う。

1. 景観計画の変更（令和6年3月）内容の反映

1-1 景観計画区域の追加（まちなみ創造区域の創設）【資料1-1-1】

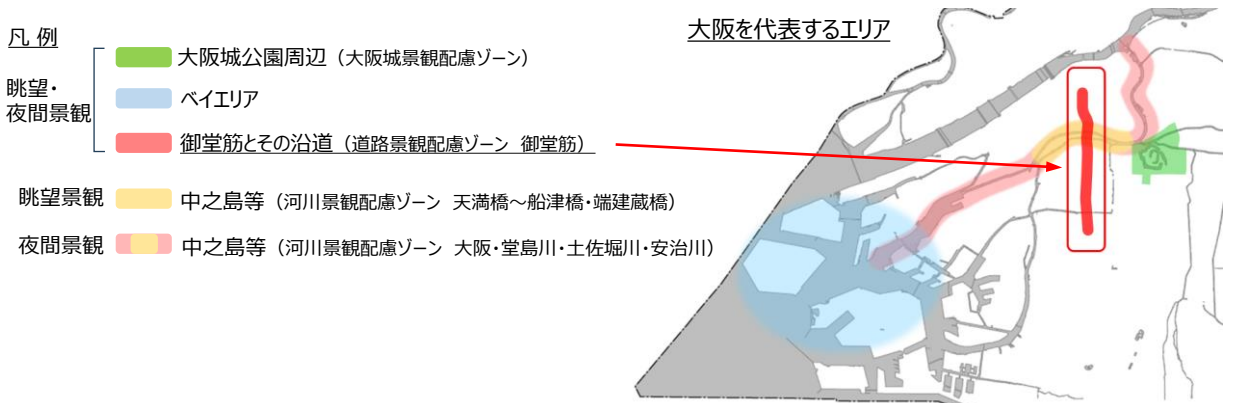
御堂筋のうち、土佐堀通から長堀通の区間は、「御堂筋デザインガイドライン」に基づき、事業者等と本市との対話・創造に基づく景観誘導により、良好なまちなみを形成してきた。こうした経過を踏まえ、既存の景観計画区域である「基本届出区域」「重点届出区域」に加え、新たに「まちなみ創造区域」を定め、当該区間を「御堂筋デザインガイドライン地区」として位置づけた。



1-2 「御堂筋とその沿道」を『大阪を代表するエリア』へ位置づけ【資料1-1-2】

景観計画では、眺望景観及び夜間景観の形成を重点的に推進するエリアとして、『大阪を代表するエリア』を位置づけており、各エリアにおける主要な視点場からの眺望・夜間景観を意識した景観誘導を行っている。既存の『大阪を代表するエリア』である「大阪城公園周辺」「中之島等」「ベイエリア」に加え、新たに「御堂筋とその沿道」を位置づけることにより、御堂筋が景観計画において特に重要なエリアであることを明確化した。

「御堂筋とその沿道」に関する図表等を追加し、主要な視点場の設定を行うとともに、眺望・夜間景観を意識した景観誘導の考え方に関する解説を追加



1-3 道路と沿道敷地が一体となった御堂筋の景観誘導（「御堂筋道路空間再編整備ガイドライン」の景観計画への関連づけ）【資料1-1-3】

現在、御堂筋では、車中心から人中心のストリートへの転換をめざし、「側道歩行者空間化」に取り組んでおり、その整備に関して令和6年3月に策定された「御堂筋道路空間再編整備ガイドライン（みちガイドライン）」を、景観計画における景観重要公共施設（御堂筋）の整備に関する事項及び占用等の許可の基準に関連づけ、道路と沿道敷地が一体となった御堂筋の景観誘導を進める。

景観重要公共施設（御堂筋）の「整備に関する事項」及び「占用等の許可の基準」への追記

2. 前回の景観読本変更以降に実施した景観施策、その他指定等の事例の反映

2-1 一時広告物の取扱い【資料1-2-1】

大阪市では、イベント開催による集客力強化の機運の高まりや、にぎわい形成に資する広告物掲出にかかる需要の増加に対応するため、イベント等の一時広告物について、広告物基準を適用除外とすることとし、令和6年11月1日付で一時広告物（暫定利用やイベント対応時における広告・サイン）についての取扱いを定める「重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱」を改正した。

要綱の改正内容等に関する解説を追加

2-2 景観重要建造物【資料1-2-2】

景観重要建造物は、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物として景観法に基づき景観行政団体の長（大阪市長）が指定する。大阪市では、令和5年3月30日付で「大阪城天守閣」を景観重要建造物に指定した。

景観重要建造物に関する解説・事例を追加

2-3 地域ルール事例【資料1-2-3】

大阪市では、景観法によらない独自の取り組みとして、地域との協働による景観まちづくりを推進しており、推進団体の認定や、自主ルールづくりの支援及び認定等を行っている。これまでに2つの推進団体を認定し、各団体が策定した自主ルールを「地域景観づくり協定」として認定した。また、景観法の規定に基づき、1件の「景観協定」を認可した。

「地域景観づくり協定」及び「景観協定」の事例を追加

3. その他

章構成の見直しや掲載写真の更新、文言整理等を行う。